

水道メーター仕様書

この仕様書は、御代田町が購入する水道メーター（以下「メーター」という。）の規格等を定めるものである。

1 適用法令及び適用規格

納入者が製造し、納入するメーターは、次の法令、その他関係法令及び適用規格等によるものとする。

① 計量法、計量法施行令及び特定計量器検定検査規則

② 水道法及び水道法施行令

③ 日本工業規格及びその引用企画

JIS B8570-1 水道メーター及び温水メーター第1部：一般仕様

JIS B7554 電磁流量計

④ その他関連する法令

※なお、この仕様書で用いる用語の定義は、次に示す本工業規格及びその引用規格によるものとする。

JIS B 8570-2（水道メーター及び温水メーター 第2部：特定計量器仕様）

2 メーターの口径、種類、計量特性及び構造等

(1) 構造・寸法

参考 口径 (mm)	種類	表示形態	寸法・材質			計量特性		
			全長 (mm)	配管との接続 (ねじ式の場合は、 外径×山数)		ケース材質	Q3	R (Q3/Q1)
13	接線流羽根車式	アナログ・デジタル併用表示 又は液晶デジタル表示	100	ねじ式	26.4×14	鉛フリー銅合金	2.5	100
20		アナログ・デジタル併用表示 又は液晶デジタル表示	190		33.2×11	鉛フリー銅合金	4	100
25		アナログ・デジタル併用表示 又は液晶デジタル表示	225		41.9×11	鉛フリー銅合金	6.3	100
30		縦型接線流	アナログ・デジタル併用表示		230	47.8×11	鉛フリー銅合金	10
	液晶デジタル表示		100					
40	縦型軸流羽根車式	アナログ・デジタル併用表示	245		59.6×11	鉛フリー銅合金	10	100
		又は液晶デジタル表示					16	100
アナログ・デジタル併用表示 又は液晶デジタル表示		560			フランジ式	各社型ダクタイル鋳鉄 又は統一型鉛フリー銅合金	40	100
アナログ・デジタル併用表示 又は液晶デジタル表示								

※ 参考口径 13 mm～50 mmの表示形態において、「アナログ・デジタル併用表示」とは乾式水道メーターを、「液晶デジタル表示」とは電子式水道メーターを示す。

(2) 材質

- ① メーター各部に使用する部品の材質は、通常の使用に十分耐えられる強度及び耐久性を有し、「1 適用法令及び適用規格」に規定する「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の浸出基準に適合するものを使用する。
- ② 銅合金製のものは、JIS H 5120 CAC406 又は同等以上の強度、耐久性、耐食性等を持つ材質表記「B」又は「E」の鉛フリー銅合金材料とする。

(3) 塗装

- ① 材質が鉛フリー銅合金のメーターは、無塗装とする。
- ② 材質が鋳鉄製のメーター及び短管の塗装は、「エポキシ樹脂粉体塗装」又は「エポキシ樹脂塗料塗装」とする。

(4) 表示

メーターには、ケース、目盛板、銘板又はふたに次に掲げる項目を明瞭に、かつ、消滅しないよう表示する。

- ① 計量単位
- ② Q3 の値
- ③ Q3/Q1(R) の値
- ④ 製造事業者名又は登録商標又は届出記号
- ⑤ 製造年（型式承認表示を付した年で代用可）
- ⑥ 製造番号（⑩のメーター番号でも良い。）
- ⑦ 取付姿勢
- ⑧ 型式承認表示
- ⑨ 流れの方向（メーター本体の両側）（最大許容使用圧力値（1 MPa を超える場合））
- ⑩ メーター番号（蓋上面及び蓋を開けた際に上部から確認できる部分の2か所に打刻のこと。）

3 表示桁

- ① 13～25 mmの m^3 桁を4桁、30・40 mmの m^3 桁を5桁、50 mmの m^3 桁を6桁とする。
- ② 電子式水道メーターの場合、出力電文及び隔測表示機の表示桁は、従来どおり13～40 mmの m^3 桁を4桁、50 mmの m^3 桁を5桁とする。

4 修理

- ① 修理は、1995 年（ casting 年 95）以降のケースでノズル径 11 mmを使用する。
- ② 1995 年以降のケースであっても腐食状態により検定に合格しない場合は、事業者は製造事業者へ代替ケースを支給することができる。

5 納品

(1) 納品場所・納入期限

メーターは、御代田町が指定した場所に納品し、納入期限は令和8年12月21日までとする。

(2) 梱包

御代田町からの指定がない限り、原則として納入製造者側の梱包方法による。

(3) パッキン

パッキンは、梱包箱にまとめて梱包する。

6 納品検査

(1) 検査場所

納品検査は、納入場所とする。

(2) 検査内容

- ① 納品数量の確認
- ② 基準適合証印又は検定証印の確認
- ③ 外観・形状検査

7 備考

◆「2 メーターの口径、種類、計量特性及び構造等」の(4)表示、⑩メーター番号の表記について、次のとおり指定する。

製造年度（西暦 下2桁） - 連番 2026 年の場合（例 26-13001）

なお、連番については、メーターの種別ごとに、次表のとりの開始番号から付番すること。

メーター種別				開始番号	
口径（mm）	形式	Q3	備考		
13	直読式（乾式）	2.5	ショート	13177	～13900
20	直読式（乾式）	4		20123	～20622
25	直読式（乾式）	6.3		25010	～25015
30	直読式（乾式）	10		30003	～30007
40	直読式（乾式）	10		40002	～40003
50	直読式（乾式）	16		50002	～50002
13	電子式	2.5	カウンタ付・ショート	13904	～13923
20	電子式	4	カウンタ付	20908	～20909
25	電子式	6.3	カウンタ付	25904	～25909

◆電子式水道メーターは、隔測カウンタ付きのものとする。

8 瑕疵担保

納入後 1 年以内に故障が生じ、その原因が納入者側にあることが明らかな場合は、納入者がその責任を負うものとする。また、検定有効期間満了以前に異常が生じたとき、原因を調査した後、報告をし、その原因が納入者にある場合は、速やかにその対策を施すこと。

9 疑義の解釈

この仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、御代田町と納入者が協議のうえ、決定するものとする。

【参 考】

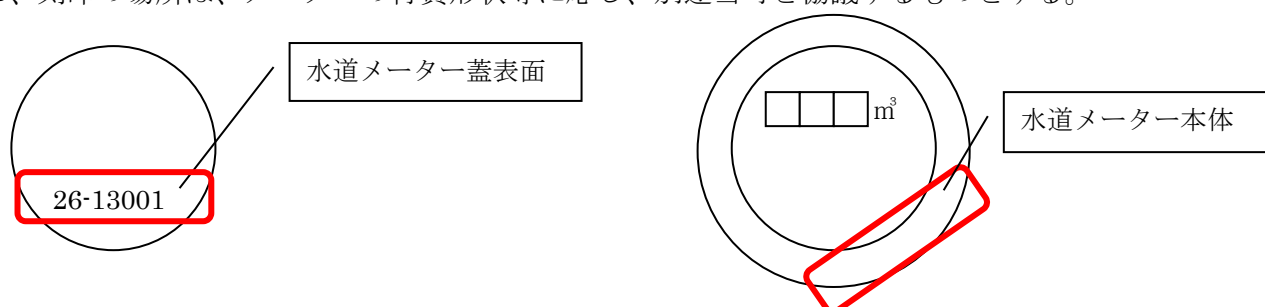
1 契約物品明細

種別	口径	備考	購入予定数量
直読式（乾式）	13 mm	ショート	724 基
直読式（乾式）	20 mm		500 基
直読式（乾式）	25 mm		6 基
直読式（乾式）	30 mm		5 基
直読式（乾式）	40 mm		2 基
直読式（乾式）	50 mm		1 基
電子式	13 mm	カウンタ付・ショート	20 基
電子式	20 mm	カウンタ付	2 基
電子式	25 mm	カウンタ付	6 基

2 メーター番号の表記

口径種別を問わず、発注メーター1基ずつに当該年度と連番の組み合わせによるメーター番号を刻印するものとする。また、電子式遠隔メーターの場合においては、カウンタ部分にも刻印するものとする。なお、刻印の場所は、メーターの材質形状等に応じ、別途当町と協議するものとする。

例)



3 留意事項

入札書には、入札金額と併せて内訳（口径ごとの単価等）を記載すること。